

大切なお知らせ



高校生の 学びを支えます。



返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がります。

高等学校等就学支援金の所得制限の一部を事実上撤廃



「所得制限の一部の事実上撤廃」とは？

令和7年の通常国会での審議の結果、高校生の返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。
(これまでの①高等学校等就学支援金に加えて、②高校生等臨時支援金がありました。)

① 高等学校等就学支援金 ・年収約**910万円未満**世帯の高校生

新規

② 高校生等臨時支援金 ・年収約**910万円以上**世帯の高校生
・国公立共通のいわゆる基準額である**年額11万8,800円**※2
を支援
【令和7年度限り※1】

高等学校等就学支援金の判定結果を用いて、受給資格の判定を行います。

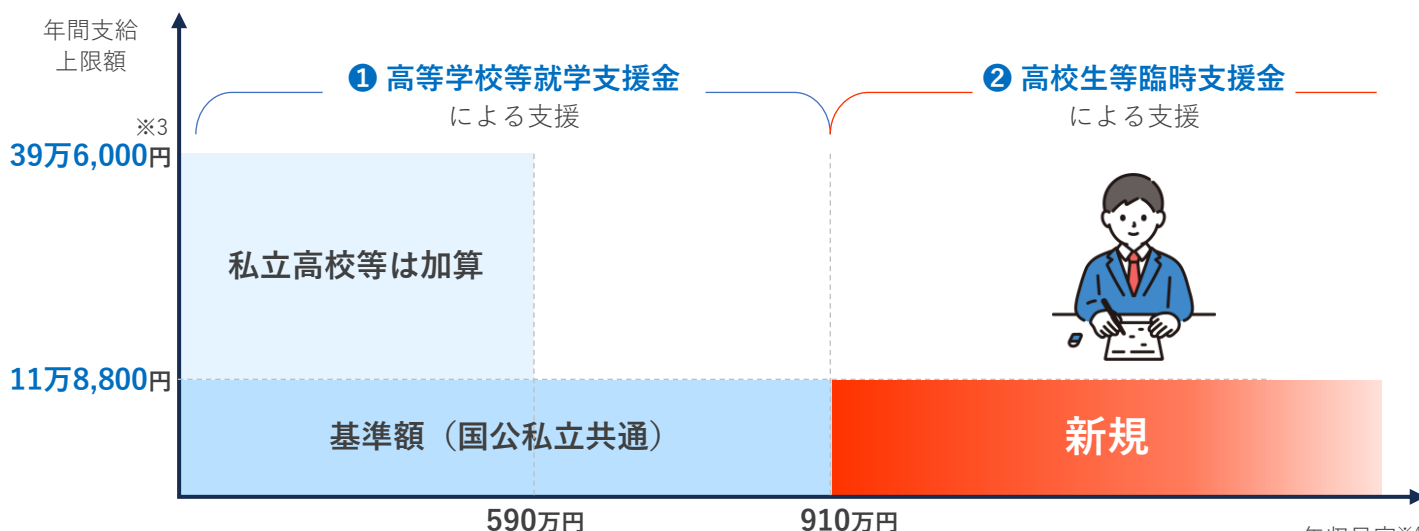
支援を希望される方には、**学校からの案内に従って、申請手続きが必要**となります。

手続きの時期については、学校から案内がありますので必ずご確認ください。

※1 令和8年度からの所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引き上げも含めたいわゆる「高校授業料の無償化」を別途検討中です。

※2 11万8,800円は上限額。学校種により異なる場合があります。

支援のイメージ



※3 私立高校（通信制）は29万7,000円、国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4,600円が支給上限額

※4 年収は両親の一方が働き、高校生1人（16歳以上）・中学生1人の4人世帯の目安